

平成18年第1回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成18年3月7日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時45分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(31名)

| | | | |
|-----|-----------|---------|--------|
| 1番 | 田村明光君 | 2番 | 粥川章君 |
| 3番 | 神田壽昭君 | 4番 | 岡崎治夫君 |
| 5番 | 柿崎由美子君 | 6番 | 池田亨君 |
| 8番 | 谷口隆徳君 | 9番 | 川崎毅君 |
| 10番 | 小池浩美君 | 11番 | 秋山武四郎君 |
| 12番 | 山居忠彰君 | 13番 | 坂本勝己君 |
| 14番 | 小貫勝太郎君 | 15番 | 富長俊麿君 |
| 16番 | 山田道行君 | 17番 | 熊田庄一君 |
| 18番 | 安藤康夫君 | 19番 | 寺下亘君 |
| 20番 | 遠山昭二君 | 21番 | 岡田久俊君 |
| 22番 | 齋藤敏一君 | 23番 | 長南尚君 |
| 24番 | 阿部豊吉君 | 25番 | 近藤礼次郎君 |
| 26番 | 菅原清一郎君 | 27番 | 穴井芳明君 |
| 28番 | 斉藤昇君 | 29番 | 田宮正秋君 |
| 30番 | 中村稔君 | 副議長 31番 | 牧野勇司君 |
| 議長 | 32番 西尾寿之君 | | |

欠席議員(1名)

7番 早川龍男君

出席説明員

市長 田苅子進君 助役 相山慎二君

| | | | |
|--------------------|-------------|------------------------------|-------------|
| 助 役 | 瀧 上 敬 司 君 | 総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 局長 | 吉 田 博 行 君 |
| 市 民 部 長 | 安 川 登 志 男 君 | 保 健 福 祉 部 長 | 杉 本 正 人 君 |
| 経 済 部 長 | 佐 々 木 幸 二 君 | 建 設 水 道 部 長 | 遠 藤 恵 男 君 |
| 朝日総合支所長 | 城 守 正 廣 君 | 総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長 | 石 川 誠 君 |
| 財 政 課 長 | 三 好 信 之 君 | | |
| 市立土別総合 病院事務局 局長 | 藤 森 和 明 君 | | |
| 教 育 委 員 会 長 | 佐 々 木 正 雄 君 | 教 育 委 員 会 長 | 朝 日 保 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 佐 々 木 文 和 君 | | |
| 農 業 委 員 会 長 | 松 川 英 一 君 | 農 業 委 員 会 長 | 石 川 通 広 君 |
| 監 査 委 員 | 三 原 紘 隆 君 | 監 査 委 員 会 長 | 横 山 日 出 夫 君 |
| 事務局出席者 | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 辻 本 幸 慈 君 | 議 会 事 務 局 事 | 岡 田 成 治 君 |
| 議 会 事 務 局 長 | 藤 田 功 君 | 議 会 事 務 局 幹 | 近 藤 康 弘 君 |
| 議 会 事 務 局 主 査 | 浅 利 知 充 君 | 議 会 事 務 局 主 | 岩 端 聖 子 君 |

(午前10時00分開議)

議長(西尾寿之君) ただいまの出席議員は30名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) ここで、諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。7番 早川龍男議員から欠席、15番 富長俊麿議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(西尾寿之君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書を提出された議員は15名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

12番 山居忠彰議員。

12番(山居忠彰君)(登壇) 平成18年の第1回士別市議会定例会に当たり、通告に従い一般質問を行いたいと存じます。

士別市にとっては、昨年9月に旧士別市と旧朝日町が合併し、新市となって初めての通年予算を審議する議会となりますことから、この北の大地に開拓のくわが振りおろされて以来、これまで、そしてこれからも、本市発展の生命線ともいえる基幹産業である農業の位置づけや新年度農業予算と重点事業、更に来年からスタートする戦後農政の大転換と言われる経営所得安定対策の具体化に向けての取り組みなどについて、田苺子市長の御所見をお伺いいたすものであります。

まず最初に、本市農政にとっても分水嶺となるやも知れぬ、最も重要な品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、米政策改革推進対策のいわゆる「経営所得安定対策等大綱」の具体化についてからお聞きいたしたいと存じます。

私たちの望むと望まざるとにかかわらず、グローバル化の進展はすさまじいものがありますが、農政もまた世界的に、従来の価格政策中心、消費者負担型から環境資源政策中心、財政負担型へと大きく組みかえがなされてまいりました。我が国も平成11年に新しい食料・農業・農村基本法を制定し、「価格は市場で、所得は政策で」におくればせながら転換を果たしました。そのこと自体は大歓迎なのですが、実際はこれまで「価格は市場で」だけが先行し、「所得は政策で」はなおざりにされてきました。この間、採算割れに陥った多くの仲間たちが離農を余儀なくされ、沈黙の農村崩壊が静かに進行してきたのですが、辛うじて意欲と能力があり、農業を心から愛する者たちが頑張っ

やっと念願の日本型デカップリングは実現すると喜んだのもつかの間、経営所得安定対策の中身を知れば知るほど、何のことはない、ふるいの目が大きくなり、多様な担い手を認めない、戦後最悪の悪法に基づく対策となる可能性が出てまいりました。

WTO交渉、財源不足、農村の構造改革を一気に進める一石三鳥、一挙三得の策ではあるけれども、中央集権的手法で推進される進め方に地方から反発の声も上がっているのです。道内の農家は現在約6万戸で、20年前の半分ですが、この対策が実施されると、今後十数年で更に半分になると予測されています。自分の経営は代表になったけれども、向こう三軒両隣がいなくなり、自治会も農事組合もままならぬ事態が目前に迫ってきたとも言えるわけでございます。そんな今こそ、道府県や市町村など地方主権の農政が改めて問われているのです。

昨年10月に農水省が示した経営所得安定対策等大綱は、新たな基本計画の構造改革路線を踏襲したもので、効率優先と農家選別の方向を鮮明にしております。最大の焦点は担い手要件であります。道の試算によると、水田と畑作4品の担い手はおよそ2万6,000戸ありますが、このままであれば、3割に当たる約7,500戸が支払い対象外になると計算されたところでございます。

そもそものどかな農村に勝ち組、負け組をつくるような衝撃的な色分け、差別対策が本当に必要なものでありましょか。

21世紀は環境の時代と言われながら、農業、農村が果たしている多面的機能に着目した直接支払いには何ら触れず、長年にわたる現場農家のシャドーワーク、無報酬労働評価への悲願とは大きく乖離しており、真の農政改革とはほど遠い内容であります。

黄色の政策である農産物価格引き下げによる所得減少分を、緑の政策である環境と直接支払いで補完する、いわゆる価格保障制度から所得補償制度への移行が極めて不十分で、農業・農村の担い手である農家の所得確保の視点は欠落したままであります。市も単に国からの押しつけ代行にならぬよう、土別市農業・農村活性化条例や同計画の理念と目標に沿った対応が、今こそ大事なのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

財政改革をにしきの御旗に、構造改革の進展度や政策の実効性とは無関係に、担い手の絞り込み強化が進むとの懸念を払拭することができません。WTOとの整合性を図りつつも、これまでの支援の枠組みを単純に転換したにすぎず、これが農政改革の切り札とはならないのであります。このままでは、品目横断的経営安定対策というよりは、営農意欲減退・離農促進・過疎化推進対策とでも呼んだ方がぴったりくるのであります。本来は、農家が将来展望に確信を持って、投資を行って、規模拡大に邁進できるような状況をつくり出すことこそ、必要不可欠なことなのではないでしょうか。

とはいうものの、今農閑期が、本対策の周知及び担い手育成の推進上、最も重要な時期であることには違いありません。市も昨年の12月以来、各農業団体と連携しながら熱心な説明を行ってきております。しかしながら、農家の反応は極めて鈍いと言わざるを得ません。対策の内容が複雑で難しい上、関連3法の国会審議や採決が4月から5月ごろの見込みとこれからで、

肝心な部分の詳細がわからず、しかもWTO農業交渉の行方が不透明で先の見通しも立たない中、半ばあきらめもあり、とても熱心には取り組みにくいようにも見えるのであります。

そんな中で、市としては、いかに周知徹底を図り、まだ聞いていないという農家も含めて、全農家の理解と協力をどのようにして得ようとしているのでしょうか。本市は、今までも独自に担い手育成・確保に最大限の努力をしてきたところではありますが、これまでの経過や推進状況と問題点を示してください。また、今後の品目横断的経営安定対策の実施で、どこがどう変わるのでしょうか。

ところで、今度の制度で対象者となる認定農業者は、全国で19万4,807人、北海道で2万7,808人、上川で4,394人、本市でも566人ではありますが、対主業農家比は何パーセントくらいなのでしょうか。うち、法人はどのくらいなのでしょうか。更にこの数は伸ばせるのでしょうか。また、本市において、特定農業法人や特定農業団体を今後育成する考えはあるのでしょうか。

現状で見て、本市の10ヘクタール以上の認定農業者は、おおむねどのくらいの数と割合になるのでしょうか。できるだけ多くの農業者を新政策の対象となる担い手とすることが重要であります。集落の農地が少ないなどの物理的特例や地域の生産調整面積の過半を受託する組織など、生産調整に応じた特例、小規模であっても有機栽培や複合経営等による所得に応じた特例、新規就農者などの特別な事情による特例で、要件緩和を最大図った場合、担い手をどこまで拡大できるのでしょうか。

また、転作受託組織の認知や集落営農への取り組みをどのように進めようとお考えでしょうか。本市の年間農業所得の目標は700万円ではありますが、実際にこれだけの所得があれば、対策そのものが不要であります。道も、北海道農業経営基盤強化促進基本方針で目標を480万円に変更するなどの見直しを進めておりますが、本市がみずから策定できる基本構想反映では、400万円くらいにはしてはいかがでしょうか。現実には、毎年下降線をたどり、それ以下なのであります。いずれにしても、最新の農業収支等、もっと実態を知るべきではないでしょうか。また、農業所得のとらえ方も一定の考え方を明確にすべきではないでしょうか。

諸外国との生産条件格差是正対策では、対象品目の過去の実績に基づくとされているため、新たな作付には支払いが行われず、実質的に新規作付を目指した規模拡大は困難となるのではないのでしょうか。その場合、過去の実績は人と土地のどちらにつくのでしょうか。また、恒久的対策としておりますが、交付単価や作付面積の見直しなどは行われないのでしょうか。そして、一度決まったものがどこまで継続するのでしょうか。

担い手の販売収入の大きな変動が経営に及ぼす影響を緩和するとした収入変動影響緩和対策では、今後とも価格は右肩下がりと予想される中で、あくまでも市場原理が原則で、米の担い手経営安定対策と同じように、再生産可能な基準収入を設定することができないことから、その実効性が疑わしいのではないのでしょうか。連年の価格下落続きだと補てん金の不足が当然危惧されるわけです。また、資金積み立ては個人口座方式だそうです。運用や拠出、無事戻し

か拋出軽減はどうなるのでしょうか。

産業政策である品目横断的経営安定対策予算1,700億円と、地域振興政策である農地・水・環境保全向上対策予算500億円とは、車の両輪として位置づけております。しかし、EUなど農政改革先進国でとられている環境等直接支払い政策の内容にはほど遠く、極めて限定的な施策展開にとどまり過ぎてはいないでしょうか。更に、集団にこだわるために点として存在する有機農業の排除や中山間地域等直接支払制度との重複で、取り組みが困難となる部分が出てくるのではないのでしょうか。また、国は、道や市にも同額の助成金上乘せ支払いを求めておりますが、道も市も財政破綻状態の中で支払いは可能なのでしょうか。

品目横断的経営安定対策とは表裏一体と位置づけられている、米政策改革推進対策の見直しでは、都府県の米の過剰作付こそが問題であり、農業者団体の主体的需給調整を阻害しているのではないですか。また、府県は集荷円滑化対策への加入も少なく、結果として実効性確保には不満があると同時に、470億円も積んでおりながら、40億円しか使わず、430億円を残している今の拋出金の使途や運営のあり方などについても、多くの疑問点が生じているのです。更に、東京穀物商品取引所が6月から先物取引の申請をしており、需給調整との整合性はどうかのでしょうか。

これから経営所得安定対策等大綱の実施で、本市の農業はどう変わるのでしょうか。

まず、畑作経営では、10ヘクタールという米の担経要件は越えるべきハードルとしての意味を持つことなく、大多数が政策対象としてカバーされるでしょう。反面、政策内容による影響が大きく、対象品目の拡大や支援水準の向上は期待できないことにもなります。また、市場原理に基づく麦と大豆はともかく、行政価格が設定されているが過剰の甜菜と抱き合わせ販売を進めてきたでん原用バレイショでは、生産者の経済的負担が増す事態も生じると予測されます。畑作農家にとって大きなよりどころにはなりますが、盤石の構えにはならないのではないのでしょうか。

水田農業では、北海道の担い手経営安定対策の加入状況が7,853件、加入面積が6万4,450ヘクタールであります。経営体数で40%、面積で52%を占めるのであります。もちろん全国平均それぞれ2%、12%よりも格段に高いのですが、畑作のように現状の大多数をカバーするというわけではありません。また、集落営農に対する取り組みも今のところ本格化しておりません。

しかし、そんなことよりも、最も懸念されるのは、政策対象から外れた農家の動向であります。市やJAも線引きをして、「はい、おしまい」では困るのであります。本市農業施策の成否はもとより、地域農業という意味では中小農家も命運をともにしているからであります。何らかのフォローアップが必要となってくるのは当然のことではないのでしょうか。

第5の作物と期待される野菜作も輸入野菜に押され、伸び悩んでございます。

ここで改めて問われるのは、本市農業が抱える構造問題は何かでありましょう。「経営所得安定対策等大綱」の具体化に当たっては、早急に問題点や課題の整理をしなければならないところではありますが、どのように進められるのでしょうか。また、今後の対策スケジュールはど

のようなものになるのか、お教えください。

ちまたでは、これが最後の農政とか構造改革のラストチャンスとか、終末論もどきの悲観論と閉塞感であふれていると申し上げたら言い過ぎでしょうか。しかし、幽霊の正体ではないですが、仰々しくも戦後農政の大転換といってみても、そのベースはグローバル化と財政赤字と構造改革にがんじがらめに縛られたじり貧農政であります。さりとて、社会的弱者や過疎の地方や第1次産業である農林水産業の切り捨てで、脆弱化社会にまっしぐらのこの国の行く先を思うと、ここは一念発起せざるを得ないわけであります。国民の食料・農業・農村をみずから手で守るという気概を持って立つということではなければならないであります。

農業が基幹産業であり続けるであろう土別市の田苅子市長にも、改めてこの戦後農政の大転換期に向かう決意のほどをお伺いしたいと存ずる次第でございます。

次に、水田農業構造改革、産地づくり対策の実施状況と新年度の変更点についてお聞きをいたしたいと存じます。

とりわけ産地づくり交付金は、国から地方に3年間固定して支払われるため、結果的に今後の生産調整面積の拡大で交付単価が薄まるのではとの指摘がございますが、一体どうなるのでしょうか。

次に、中山間地域等直接支払制度における新対策の実施概要で、前年と比べて変わった点をお示しいただきたいと存じます。また、道費の補正がつかなかったことで、何がどのように影響を受けたのでしょうか。そして、その対処法としてどうなされたのでしょうか。

最後になりますが、新年度農業予算と新規の施策についてもお教えいただきたいと存じます。ここ数年の予算と比較して、平成18年度農業予算は全体の構成比7.6%であります。本市の基幹産業との位置づけから見て、いささか少なくはないでしょうか。前年比5.1%となったマイナスの主な要因は何でありますでしょうか。また、新年度の新規事業や特に力を入れたい事業は何ですか。そして、合併による旧朝日地区の農業振興で、継続事業も含めて重点事業は何であるとお考えでしょうか。

以上、これらの疑問点に対して、田苅子市長の明瞭かつ積極的な御答弁を御期待申し上げて、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の項目が、経営所得安定対策等大綱から水田農業構造改革、更には中山間地域等直接支払制度や新年度の農業予算にかかわって広範にわたっておりますので、最初に私から市としての基本的な考えを申し上げまして、何せ35項目に及ぶ御質問の内容でもありますので、個別具体的な事項につきましては、経済部長より御答弁を申し上げることにいたします。

本市農業・農村は、土別市農業・農村活性化条例にありますように、先人たちのたゆみない努力によって幾多の困難を乗り越えて、本市発展の原動力として嘗々と引き継がれており、今後におきましては、現在中核として頑張っておられる農業者はもとより、これを支える小規模

農業者、高齢農業者まで、地域が一体となって将来に引き継がれていくものであります。

このため、本市の農業施策においては、このような農業者の全体を担い手として位置づけをしてきたことは、これまで申し上げてきたところでありまして、この考えは今後ともいささかも変わるものではありません。お話のように、経営所得安定対策等大綱は、一定の要件を持って担い手とそうでない農家とに区分をすることで、今後の支援を集中的、重点的に行おうとするものであります。本市におきましては、ただいま申し上げました全体が担い手という考えを基本に、一人でも多くの方々が新対策の対象農家となりますように、関係機関、団体ともにその対応に努めているところであります。

また、近年は農業・農村を取り巻く諸情勢が加速度的に変化をしており、加えて、先行きには不透明感もあるわけでありまして。しかしながら、本市の農業と農村が目指すべき姿は、たとえ周りの状況がどのように変わろうとも、また、いつの時代にあっても決して変わるものではないと考えるものであります。したがって、今日のように、国による農業改革が推し進められる中であっても、まずは農業・農村活性化条例の目的達成に向けて、着実に施策を展開していくことが何よりも肝要であると思っております。

この意味におきまして、上土別地区で果敢に取り組もうとしている国営農地再編整備事業において、集落型営農を柱とした土づくり、人づくり、農村づくりを先導的に推進することは、本市農業の将来の大きな展望を開くものでありますことから、農業者の方々が、今後の規模拡大に大きな希望を持って邁進できるものとなりますように、関係者が一丸となってこの推進に努めているものでもあります。

農政の大転換期にある今日、国による新たな対策につきましては、迅速に周知徹底を図りながら全体の合意を形成して、農業者自身が気概を持ってあらゆる難局を乗り越えていくことが極めて大切なことであるので、すべての農家がこれらの対策の対象となりますように、関係機関とともにフォローアップをするなど、農業の原点でもあります土づくりや担い手の育成・確保などの人づくり、このために必要な基盤整備などの各種施策を実施しながら、安全・安心で良質な農産物を生産し、収穫の喜びが得られるような、北の大地に根差した活気あるまちづくり努めてまいりたいと存じます。

以下につきましては、各項目につきまして、経済部長から答弁をいたすことにいたします。

(降壇)

議長(西尾寿之君) 佐々木経済部長。

経済部長(佐々木幸二君)(登壇) 私から、品目横断的経営安定対策などの具体的な項目について御答弁申し上げます。

初めに、本市の主要農家に占める認定農業者の割合についてであります。2005年農業センサスの本年2月末の割合で申し上げますと90%となっており、また法人では、22の農業生産法人のうち認定農業者数が19法人となっております。この認定農業者数の増加見込みについてであります。現在、本市の基本交渉による認定の要件を引き下げる方向で作業を進めておりま

すことから、これまでは認定要件に達していなかった農家を新たに認定することが可能となりますので、その数は伸ばせるものと見込んでおります。

また、特定農業法人や特定農業団体の育成についてであります。これはこの対策における集落営農から発展した形態であり、担い手が明らかに不足する地域を特定して、作業受託や借り受けを組織的に行う経営体として定義されておりますことから、市内にはこのような事例は見受けられず、現段階としては、今後ともこのような組織体の形成は想定できない状況にあります。

次に、この対策において、基本的に対象農家となる10ヘクタール以上を所有する認定農業者数についてであります。2月末現在480戸で、認定農業者全体の84%となっております。また、特例要件が適用された場合につきましては、物理的特例では10ヘクタールを7.2ヘクタールに緩和することができますことから、認定農業者の91%に当たる521戸が対象農家になると考えられます。このほか所得による特例と新規就農や集落営農における生産調整の特例については、今後の状況により変わるものであります。現段階で申し上げれば数戸程度が対象になるものと思われま。

また、転作にかかわる受託組織や集落営農の取り扱いについてであります。今回の対策の集落営農の定義は、特定農業団体と同様な要件を備えるものとされており、経理の一元化や集積目標の設定、あるいは法人化への移行などが要件となりますことから、この取り組みについては非常に困難な面があります。しかしながら、法人化へ向かう前段としては検討すべきものであり、先を見越して、農業生産法人化を目指す地域集落について議論を重ねながら、必要に応じた取り組みを進めるものであります。

また、集落営農を組織化する地域のとらえ方も、認定農業者を除いた農業者による組織化も想定可能との考えも示されていますので、これらも踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、農業所得の目標設定についてであります。先ほども申し上げましたように、現在基本構想に基づく認定要件を本市の実態に合わせて引き下げる方向で作業を進めておりました。具体的には、一経営体当たりおおむね480万円に見直そうとするものであります。ここで言うおおむねとは、立地条件や作付作物の変動要素などを勘案し、目標の8割の範囲、実質的には384万円まで認定できるものとするものであります。また、農業所得のとらえ方につきましては、産地づくり交付金を農業所得に加えるか否かが課題となっていました。新たな基本構想の営農類型の策定に当たっては、この交付金を算入して算定しており、このことにより、産地づくり交付金を所得の特例要件における積算に該当させることができるものとなります。

次に、生産条件格差是正対策による過去の生産実績についてであります。この対策では、生産コストに対する生産物販売収入の差額を支援額とするものでありまして、過去の生産実績に基づく支払いと、その年の生産量、品質に基づく支払いに分割して交付されるものであります。このため、過去の生産実績がない場合は、その割合分が助成される現段階で想定されてい

る割合からすると、お話のように、新規作付は困難と言わざるを得ません。なお、過去の実績は経営体ごとに生産実績を面積換算しますことから、その人ごとに過去の実績が算定されることとなります。

また、対策の見直しについてであります。過去の生産実績に基づく支払いについては、国際ルール上で認められる政策とするため、単価を固定するとともに基準期間とそれに基づく面積算定についても固定する必要があるとされています。しかしながら、一方では、生産量、品質に基づく単価は、生産量と品質向上を効果的に推進する必要性から、今後における見直しも想定されておりますが、次期の基本計画の見直し時期が5年後でありますことから、この5年間は継続されるものと想定しているところであります。

次に、収入変動影響緩和対策についてであります。この対策で基本となる基準収入は道全体で一本化され、米と畑作4品の計5品目の単価・収量に基づく収支の合計で算定されます。基準期間が過去5年間の上下を除く3年間の平均収入とされていることから考えますと、全体的に収益減少傾向の中では効果が低減されることも想定されますが、5品目という複数品目の単価、収量が合算される点では、これらの相殺効果による実効性も期待できるものと考えています。更には、5品目においてすべての収入が1割減となった場合、対応した基金造成が行われますことから、全品目に著しい価格変動がない限り、補てん金に不足が生じることはないと思われませんが、この対策開始後の販売価格の推移については、今後とも十分に注視する必要もあると考えます。また、積立金については個人ごとに管理運用することとされ、現行の担い手経営安定対策の拠出金についても、終了時点で精算される計画であり、これと同様な取り扱いがなされるものと考えるところであり、確実な手続を望むものであります。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。この対策は、農地、農業用水などの資源を適切に保全し共同活動を支援する対策として、平成19年度に実施されることとなっており、平成18年度にはモデル地区を設定して、この事業の施策の実効性及び今後の事業要件を検証するものであります。このようなことから、本市のように、中山間地域等直接支払制度により交付金が交付されている農用地との重複地区での実施の可否など、今後、明確な方向性が出てくるものと考えますので、この事業の導入に当たっては、これらの状況を見守る中で、地方に求められる財政負担などもあわせて検討いたしてまいります。

次に、米政策改革推進対策についてであります。平成19年度以降、収入変動影響緩和対策に水稻が加わることもあり、現行の産地づくり交付金も検証を行いながら、この対策については新たに組みかえを行い、その後3年間の平成21年度まで、現行と同様の対策として講じられることが示されています。この中では、農業者、農業団体が主体となる新たな需給調整システムへの移行を目指し、集荷円滑化対策も引き続き講じながら、収入変動影響緩和対策や農業共済制度により経営安定対策を背景としつつ、生産調整機能の堅持を目指すものであります。こうした中で、米の先物取引が実施されますと、先物相場に合わせて作付面積を増減するなど、結果として米価の下落を招き、更には生産調整システムそのものが崩れることも懸念されます。

ことから、慎重な対応を強く求めるものであります。

今回、経営所得安定対策では、助成対象の農家に一定の要件を設定するものであるため、水稲に加え、畑作4品を作付主体とする本市農業にあっては、高齢農業者や小規模な農家が他の作物の作付変更を行うことや、担い手への委託などをせざるを得ないということなどもあり得ることから、これらの農家も含め、担い手の輪作体系の確保や規模拡大へ向けた経営戦略の再構築が地域全体の課題となっております。

また、麦、大豆などの生産振興作物と甜菜やでん原用パレイショなどの生産抑制作物が、市場原理にゆだねられた販売価格へと移行されるものでありますことから、農業者が継続して健全に営農できるような確固たる制度の設計を強く望むとともに、助成対象農家への誘導や集落営農や法人の組織化、集約的野菜の導入など、地域農業を守るためにも、関係機関の協力のもとに対策を講じてまいりたいと考えております。本市では、まさに本対策で対象となるすべての品目が作付されており、ことしの春作業までには、経営面積の要件などの確認作業や過去の実績の把握など、農業委員会や農協、普及センターなど関係機関がそれぞれ機能分担し、認定農業者への誘導を進め、更には、ことし秋に播種する小麦が初めてこの対策の対象作物となりますことから、播種前には収入変動影響緩和対策への加入手続が行えるよう、これらの対策には万全を期してまいりたいと考えております。

次に、水田農業構造改革に基づく産地づくり交付金の実施状況についてであります。現在、土別では対象水田面積9,309ヘクタールのうち、約64%の5,952ヘクタールが産地づくり交付金の対象面積となっております。この交付金の金額は、制度開始時の平成16年度から固定されているもので、交付金本体と特別調整促進加算の金額などを含めて約22億円が交付されております。また、土別地区と朝日地区それぞれで、単位面積や数量に応じた基本単価をベースとしながら、栽培履歴などの生産性向上対策や排水対策、堆肥投入、農地の賃貸や受委託の推進のための助成などとして実施しているところであります。

平成18年度の取り組みにつきましては、現対策での最終年となるため、助成基準等、平成17年度とほぼ同一に設定する中で、現在、土別と朝日それぞれの水田農業推進協議会による農家説明会が終了したところであります。なお、平成18年度の米の生産目標数量は全道のガイドライン配分要領に基づき、平成17年度より4.4%減少せざるを得なくなり、このことにより生産調整面積も拡大することとなります。したがって、ただいま申し上げましたように、交付金額が固定されていますことから、基本助成額単価は同一としながらも、調整項目による単価調整を行う計画となっておりますので、実質的には前年度より交付単価が低減されることとなります。

次に、中山間地域等直接支払制度における新対策の実施概要についてであります。本市の中山間地域等直接支払制度は、土別市集落とあさひ集落の2集落により共同取組を基本とした活動が実施されております。そこで、新たな対策による取り決めについてであります。集落代表者会議を初めとする協定農業者との協議結果をもとに、今対策の必須要件であります10年

後を見据えた集落マスタープランを集落協定内に定める中で、前対策に引き続き土づくりを基本とした共同取組活動を柱に、土別市集落においては中山間農業・農村活性化事業での無材暗渠排水事業、あさひ集落においては集落の核となる新農事組合法人への支援的な事業も新たに組み込むことで、それぞれ実施がされております。今後におきましても、協定参加者の意見を尊重しながら、この制度が集落マスタープランの達成はもとより、本市農業・農村の底上げを図っていけるように進めてまいりたいと思います。

また、道費の補正についてであります。このことにより道内市町村の交付金が一律2.2%削減されることになり、土別市集落におきましては305万7,000円、あさひ集落においては105万5,000円の削減調整が必要となったところであります。そこで、土別市集落では、個人交付金を除く共同取組活動費においてこれを調整し、あさひ集落におきましては、緩傾斜の個人交付金及び共同取組活動費での調整を行うことで、それぞれ集落代表者会議におきまして承認を得たところでございます。このことによる影響については、各事業や取り組みに多少なりとも影響はあるわけではあります。企業や取り組み活動の検証を適宜実施しながら交付金の有効活用を図るとともに、今後4年間において、集落マスタープランの目標達成に向けた共同取組活動が計画的に実効を上げることで、安定した農業基盤が形成され、本市農業・農村全体の底上げが図られますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新年度の農業予算と新規事業についてであります。

お話の全体予算に占める構成比と対前年費は、農林水産業費全体としての比較であります。道営農業・農村整備事業や国営造成施設管理体制整備事業、更には畜産基盤再編整備事業など、いわゆるハード事業に係る予算が各年度において大きな割合を占めております。また、この事業費は、各事業に参加される農家の営農計画などとの調整を図りながら計上するもの、あるいは事業計画の完了に伴い減額となるものなどがありますことから、例えば水田に係る基盤整備では対前年約1億4,600万円の減、草地整備に係るものでは1億3,600万円の増となっており、加えて林業費においては林道多寄東陽線の工事完了に伴って3,500万円の減となるなど、各年度ごとに事業費は大きく増減するものであり、新年度の予算においては、これらの結果として対前年比でマイナス5.1%となっているものであります。したがって、各年度における事業費の総額をもって当該年度における事業効果の比較はできないわけではあります。新年度においては、懸案となっていた上土別地区国営農地再編整備推進事業や土別産羊肉ブランド確立事業、更にはカボチャ、アスパラなど朝日地区における特用作物安定生産奨励事業に加え、新規参入者の経営安定化に向けた事業を創設するなど、これまでの土づくりを柱とした各種の事業とこれらの新規事業を効果的に推進することで、農業・農村活性化条例が目指す姿に向け努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁いたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 22番 齋藤敏一議員。

22番（齋藤敏一君）（登壇） 平成18年第1回定例会に当たり、さきに通告した順序に従い一

般質問をいたしたいと存じます。

市長初め理事者の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

まず、質問の1つ目は、介護保険法の改正による高齢者施設グループホームについてであります。

このグループホームは、1グループ5人から9人の認知症の高齢者が共同生活を送る施設がありますが、今年の4月以降、介護保険法の改正で設立認可権限が道から市町村に移ることになります。道内では、昨年の10月末時点でグループホームは約540の施設があり、いまだ増加傾向にあります。そこで、札幌市は当面の間、函館市は新年度から最低3年間、新規の開設申請を受け付けしない方針を固めました。施設の急増で介護の質の低下が懸念されることに加え、市の介護保険財政が圧迫され、保険料の値上がりにつながりかねないためであります。今、全道だけではなく全国各地で、この法の改正を受けての新規開設を制限する動きが自治体で出てきているわけであります。

また、札幌市では、昨年の12月1日現在193施設が3月末には230施設になる見込みであり、この背景にあるのは、施設の面積や介護人員の基準を満たせば開設できる手軽さや、公共事業の減少に伴い建設会社や運輸会社が積極的に参入してきており、元手はかかるが収入に安定性があるとの声が多いところであります。また、市立函館保健所によりますと、函館市内には24の施設、462床のグループホームがありますが、3月末の駆け込みで更に10施設180床が新規開業する予定であり、グループホームに対する介護保険給付は、本年度は前年度より約2億円多い10億円程度になる見込みであります。

そこで、これらにかかわる給付実績や利用状況、待機者数など土別市の現況や今後の対策について、具体的にお示しを願いたいと存じます。また、3月末の駆け込みの開設状況や4月以降の新規の開設の方針もあわせてお伺いをいたしておきたいと存じます。

土別市内のグループホームは、比較的他市よりハウスの利用料金が安いとお聞きしますが、その内訳内容についてもわかればお知らせを願いたいと存じます。

私は、市民の方から頼まれまして、旭川市内の施設を調べてみましたが、権利金8万円、保証金8万円、合わせて16万円の入居一時金が必要であったりしますし、入居料では、月額で室料2万5,000円、食材費3万5,000円、水道光熱費1万円、娯楽費と管理費で1万円、介護保険自己給付負担金が2万5,000円前後、暖房費6,000円、合計11万1,000円になりました。またそのほかにも雑費として2カ月に1回の床屋賃が2,000円、おむつ代5,000円、おやつ代1万5,000円、消耗品として5,000円、合計2万7,000円と、土別から通う交通費などを合わせると総額が17万から18万になる計算になります。これでは、とても年金生活では払い切れず、家族の方々の相当の援助がなければ入居は無理であり、一般的には厳しい生活実態の状況に置かれているのが実情であるかと存じます。

そこで、土別にとって、グループホームの必要な施設の数ほどの程度までと考えておられるのか、この際、市長の御所見を賜っておきたいと存じます。

次に、「ラブ土別・バイ土別」運動の推進事業についてお伺いをいたしたいと存じます。

市長の市政執行方針には、「土別市と朝日町の合併に伴い、より一層の人の和やつながりなど、視野を広げながら地域に根差したまちづくり運動として定着が図られるよう積極的に取り組んでまいりたい」と申されているかと存じます。また、「ラブ土別・バイ土別」運動の趣旨については、「市民の郷土への愛着や連帯感の醸成とともに、地元消費拡大等などによる地場産業の振興等豊かな地域社会や地域経済の構築を図るための全市的なまちづくり運動として展開する」とあります。そこで、事業計画などを含め、何点かについてお伺いをいたしたいと存じます。

1つには、運動の啓蒙・啓発の徹底とありますが、何をどう具体的に行おうとしているか、お知らせを願いたいことと、「ラブ土別・バイ土別」運動の市民への浸透性と市民意識をどのように分析し感じ取っておられるかであります。

2つには、各種イベントの地元資源の活用とありますが、地産地消の取り組みや地元の農業者団体の支援、企業の開発商品等の販売など、どのように活用し、更にどのように広げようとしているのか。

3つには、地域内外の共感者、協力者の拡大とありますが、今までどのような関係で、今後どうしたいのか。また土別の景気の底上げには更なる農・商・工の連携強化と、更なる具体的な取り組みが必要と思いますが、この点についてもお伺いをいたしておきたいと存じます。

4つには、土別再発見バスツアーの実施の概要についてと、5つには、土別市産業フェアの開催の考え方についてであります。この事業の昨年の実績と評価はどうであったのか、お知らせを願いたいと存じます。

また、この土別市産業フェアで中心的な役割を果たしてきた日専連土別が、ことしの3月31日をもって日専連旭川に営業譲渡することになりました。日専連土別は昭和27年8月、35名で設立し、今日まで54年目を迎えております。平成8年には10億円の売り上げを達成しましたが、その後、景気低迷や不況も重なって売り上げを伸ばすことができず、また平成12年のキャッシングと貸金業務の改正などの影響もあり、昨年の11月の臨時総会で営業譲渡と関連事項の承認をいたしたところであります。4月1日からは日専連旭川の協力店になり、営業はそのまま引き継がれてまいりますが、日専連土別の主体性はなくなるわけであります。このことによって、今まで商店街に果たしてきた個店と個店を結ぶ連帯感や商店街の指導力やリーダーシップなどがなくなり、得々まつりや年末年始大売り出しへの影響や「ラブ土別・バイ土別」運動にもかなりのダメージを与えることになると思われますが、いかがでしょうか。また、日専連土別が主催する夢の市が今年から開催が危ぶまれている状態にあるとお聞きしますが、今まで産業フェアで果たしてきた役割は極めて大きなものがあると思います。

夢の市は半年以上の準備期間が必要であり、参加店の募集、採算性の問題など早目の対応と見通しが必要だと思います。この際、仮ではありますが、仮に夢の市を取りやめた場合の影響と、また産業フェアにおける夢の市の位置づけについて、この際お伺いをしておきたいと存じます。

更に、産業フェアは、過去の歴史の中でも、農業祭りやサフォークフェスティバルの合体に始まり、現在はその意味合いもだんだん薄れてまいり、そのほかにもいろいろと変化をして今日を迎えておりますが、果たしてこの状態でいいものなのか、一度見直しと検証が必要と思いますが、答弁を求めておきたいと存じます。

次の質問は、「ラブ土別・バイ土別」運動と中心街の空洞化対策の関連についてお伺いをいたしておきたいと存じます。

「ラブ土別・バイ土別」運動の中には、市経済や商店街の活性化、地元での購入や消費拡大など商店街や商店に大きくかかわっているかと存じます。しかし、最近では売り上げ不振や後継者問題、また経営者の高齢化による廃業などで中心街の空洞化が特に目立ってきているかと思いますが、いかがでしょうか。

2月28日の新聞報道によると、道内の7割を越える市町村が中心市街地の空洞化が進んでいると実感していることが、27日までに道がまとめた「コンパクトなまちづくりに関する調査」でわかったと新聞報道がなされました。この調査は、昨年の10月から12月にかけて実施し、商業地域など12市の用途地域を設定する都市計画を持っている、土別も含め115市町村から聞き取り調査をし、空洞化が進んでいると答えたのは73%に当たる84市町村で、空洞化の理由は、空き地、空き家、空き店舗の増加が87%で最も多かったのであります。また、人口3万未満の小都市では、人口の減少が74%、高齢化として64%で上位を占めました。今後、道は市町村のまちづくりに役立てる考えのようであります。

どこの市町村でも悩みは同じであります。そこで、土別市内でも同様なことが言えますが、行政においてこれらの問題を真剣に考える機関、または審議会がどこになるのか、お伺いをいたしておきたいと存じます。また、今回議案第16号 土別市振興審議会条例の制定について提案がなされておりますが、この審議会が、昨年度8月末までであった開発促進委員会とどう違うのか、またそれぞれの特徴、更に「ラブ土別・バイ土別」運動のかかわりについても、この際お伺いをいたしておきたいと存じます。

いずれにしても、土別市振興審議会がこれからの土別の重要案件を審議することになると思いますが、期待にこたえてくれる審議会になることを強く要望し、私の一般質問を終わります。

(降壇)

議長(西尾寿之君) 田菺子市長。

市長(田菺子 進君)(登壇) 齋藤敏一議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から「ラブ土別・バイ土別」運動推進事業に関する御答弁を申し上げまして、高齢者施設グループホームの質問につきましては、保健福祉部長から御答弁を申し上げることにいたします。

まず初めに、本運動の啓蒙・啓発活動の徹底についてであります。本運動は、これまでも申し上げてまいりましたように、市民の方々が我が町に対する愛着を醸成することによって郷土愛をはぐくむとともに、その郷土愛が機運となって地域固有の産品や物づくり技術の活用

などに結びつけていくという、地域に根差した精神的なまちづくり運動であります。

平成11年度に発足以来今日まで、運動の目的などを市民の方々に広く知っていただくためのダイジェスト版や市広報紙の全戸配布、運動のシンボルであるロゴマークの作成と各事業所等への送付、更にPR用標語やポスターを市民の方々から募集の上、作成するなど啓蒙・啓発活動の徹底に努めてきたところであります。

したがいまして、本運動の市民への理解につきましては、こうした啓蒙・啓発活動の産業フェアなど各種取り組みを通して、確実に定着が図られてきているものと考えております。特に朝日地区の方々への運動の普及とあわせ、市民意識が一層高まりますよう、その啓蒙・啓発について引き続き推進をいたしてまいります。

また、各種イベントなどを活用しての地場産品等の活用拡大の取り組みについてのお尋ねであります。今日までの具体的な取り組みといたしましては、産業フェアや商店街の年末年始大売り出し、ハーフマラソン大会、雪祭り、天塩川祭り、更には本市を会場として開催される全道・全国規模などの各種スポーツ研修会などの大会を通して、農産物を初めとする各種特産品、更には地元のたくみの技によるすぐれた技能作品など、本市固有の産品について展示販売し、その消費拡大を図ってきたところでもあります。

今後におきましても、地場産品等の消費拡大につきましては、継続事業として推進することによって、市民の購買意欲を喚起するということにつながっていくと考えますので、このことが本市に訪れる合宿関係者、自動車試験の各種関係者、更には友好都市三好町、札幌ふるさと会や東京土別ゆかりの会の方々との交流や口コミなどによって、郷土の贈答品として、域外において一層の販売促進が図られていくものと考えております。

また、土別再発見バスツアーの概要についてであります。本事業は、市内の農・商・工にかかわる特異的な施設を対象とし、更には農業、地元企業の取り組みなどについて市民を対象に、その新たな魅力を再発見する事業として実施しているものであり、本年は朝日地区を中心としたバスツアーを計画いたしているところであります。

次に、土別市産業フェアについてであります。本フェアにつきましては単独で実施していた従来の農業祭り、サフォークフェスティバル、夢の市などの各イベントを各団体連携のもと、平成13年に統合を図って本運動の副次的な取り組みとして実施をし、農業、商業、工業が有するそれぞれの魅力と重要性を再認識することのできるイベントとして、今日その定着化が図られているところであります。昨年実施の産業フェアにつきましても、合併に伴い、特に朝日町からも熊笹製品やふるさとカレーなどの地域特産品の出展なども新たに加わる中で、全産業に係る多くの市民、関係団体の協力連携のもとに、それぞれの地域性、特異性を十分発揮することができ、好天にも恵まれた中で、見て、食べて、体験をすることのできるイベントとして、一定の実績と好評を博した事業として展開できたものとの認識に立っているものであります。

また、本フェアの見直しと検証についてであります。推進協議会、幹事会での反省会や各参加団体から要望意見が出されておりますので、この内容につきまして、今後十分精査、検証

をする中で、より多くの市民参加が得られるイベントとして推進いたしてまいりたいと思いません。

また、商店街イベントと日専連土別のかかわりについてであります。お話にありましたように、日専連土別は、創立以来今日まで、クレジットカード事業や商品券の発行、更にはサフォークスタンプ事業などの各種事業を通して、市民の買い物の利便性と各小売店の販売促進に大きく寄与いたしてきたところであります。そこで、本年3月末の日専連旭川への営業譲渡後におきましても、今日まで展開されてまいりましたサフォークスタンプなどの各種事業につきましては、引き続き実施されていることを伺っております。したがって、日専連土別の冠がなくなったといたしましても、今日まで築いてきた運動の精神は確実に引き継がれるものでありますので、今後とも商店街イベントなどの集客対策に影響が生じないように、商店街団体などとも連携をしてまいります。

更に、夢の市の開催についてであります。本事業は、昭和60年に日専連土別が事業主体となって開催し、その後、平成13年に産業フェアに統一され、商業イベントの中心的事業として実施されてまいりましたが、今後の夢の市の実施につきましては、日専連土別の解散に伴い未定であることを伺っております。ただ本イベントは、商店街の活性化対策として消費者の買い物、集い、交流の場として、多くの市民でにぎわい親しまれているとともに、夢の市は産業フェアの商業部門の柱としての役割を担っておりますことから、農・商・工連携の視点からも欠くことのできないイベントと考えます。したがって、今後、継続しての実施となりますと、お話のように、参加店や事業主体事務局などの推進体制、更には事業収支の問題などクリアしなければならない多くの課題があるわけではありますが、市といたしましても、この継続実施に向けて、でき得る限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、更なる農・商・工の連携強化と具体的な取り組みについてであります。本年2月に土別市農業経営確立対策協議会と「ラブ土別・パイ土別」運動推進協議会が一体となって、初の農・商・工連携しての「見直そう、食とまちフォーラム・イン・土別」が開催されました。食の安心・安全性の問題や地産地消の取り組み、更には商店街の売り上げが低迷していることなど、それぞれの業界が抱えている悩みや課題について、多くの市民参加のもと同じ目線で意見交換が行われたところであります。こうした関係者が一堂に会し、対面しての交流意見交換などは、それぞれの置かれている立場の状況や各業界の抱えている切実な問題などについて、相互に理解が深まるとともに人の和やつながりなどのすそ野の拡大とあわせ、より一層強い連携強化が図られるものと考えますので、今後におきましてもこうした意見交換などの場を設けることにより、その機会を通して取り組みの具体策などがアイデアとして提案されたり、更には本運動の新たな広がりなども期待できますことから、この取り組みについて「ラブ土別・パイ土別」運動推進協議会で検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、中心街の空洞化対策についてであります。国内の中心市街地におきましては、小売業を取り巻く環境の変化に加え、住宅地や公共施設、大型店等の郊外への移転、立地等により

空洞化が進行し、活力低下に歯どめがかからない状況でございます。このため、国は御承知のようなまちづくり3法関連施策について、1つには、都市機能全般の市街地への集約、2つには、中心市街地におけるにぎわいの回復、3つには、都市計画の広域調整等の視点から、現在見直しを本格化しているところでもございます。

このようなことから、道におきまして、平成16年12月に庁内関係部局による中心市街地活性化検討会を設立し、国によるまちづくり3法関連施設の検討状況や、まちづくりに関する取り組み事例を調査研究するため、中心市街地活性化に関する市町村アンケートが、道内の市町村を対象に行われたわけであります。本調査の結果につきましては、お話がございましたように、総じて町全体に活気がなくなってきているなど、道内の多くの市町村が抱えている共通の課題でもありまして、本市におきまして、ここ数年で中心商店街という本来のまとまりのある地域においても、新たな空き店舗や空き地が発生するなど大変憂慮すべき状況にあり、商店街の活性化は喫緊の課題であると考えております。

そこで、今後これらのまちづくり課題解決を推進していく上でどの機関が担っていくのかとのお尋ねであります。町は市民が憩い、住み、働き、学び、買い物をする場であり、市民の共同的居住の場でもありますことから、市民の身近なところに魅力のある場が数多く設定される必要から、その審議会は広範に及ぶもので、一概にどの機関とは限定できませんものの、例えば商工業の振興につきましては土別市商工業振興審議会が、また用途区域の変更や都市計画街路の変更、承認等につきましては土別市都市計画審議会が担うものであります。ただ、まちづくり全体にかかわって各部横断的に連携をして、推進すべき重要な施策や大規模な土地利用、開発行為を伴う場合にありましては、現在提案いたしております土別市振興審議会、この審議会は、従前の土別市開発促進委員会と朝日町総合振興計画審議会を合併に伴い統合して設置をするものでありますので、この審議会は総合的なまちづくりの視点から議論する機関であります。各種施策の推進に当たりましては、各部各課における専門的な視点と全庁横断的な広い視点をともに活用しながら、共通の認識に立つことが重要であります。このことで、魅力のあるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、まちづくりと「ラブ土別・バイ土別」運動とのかかわりについてであります。魅力のある町をつくるためには、市民と行政がともに手を携えながら課題解決に力を合わせる協働のまちづくりが極めて重要でありますし、更にはそこに住む人々が我が町として心の底から愛し、誇り得るもので、それは生き生きとして活力に満ちた生活が送られるものでなければなりません。まさに、まちづくりは「ラブ土別・バイ土別」運動の基本的精神であり、密接にかかわっているものと考えておりますので、この対応に鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から高齢者施設グループホームについてお答えいたします。

介護保険制度は、平成12年4月に施行され5年を経過する中で、昨年大幅な制度改正がなされたところであります。このたびの改正では、新たなサービス体系として、原則その市町村の住民だけが利用できる地域密着型介護サービスが創設され、グループホームも地域密着型サービスに位置づけられたことにより、事業者の指定、指導、監督の権限が保険者である市町村に移ることとなったところであります。

そこで、グループホームの市民の入所状況でございますが、利用施設で申し上げますと、平成17年12月末現在で入居者数は市内で4ユニット36床整備されているうち26人、剣淵町1ユニット、和寒町2ユニットの3ユニット27床のうち8人、旭川市などに5人、合計39人が利用しており、その給付費は964万1,000円で、1人当たりの1カ月の給付費は約24万7,000円となっております。また、利用に際しては、利用希望者や家族とケアマネジャーなどが各施設と調整を進め、入所施設と時期を決めておりますことや、施設の充足状況から待機者はいないものと判断をいたしております。

次に、市内施設の利用料についてのお尋ねでございますが、市内2施設におきましては、利用料の設定において権利金や保証金の徴収はしないこととなっております。また、食費は2万1,000円と同額となっており、その食費と室料、水道光熱費、暖房費を合計した居住費に当たる負担は、夏期が6万円と6万7,400円、冬期については6万5,000円と7万3,700円となり、仮に要介護3の方で介護保険自己負担金2万5,000円と合わせますと、夏期で8万5,000円から9万2,400円、冬期で9万円から9万8,700円の負担となっており、そのほかでは床屋代や医療費、紙おむつの実費などで5,000円から1万円程度の実費負担がかかることとなりますが、他市の施設より低い料金設定となっている状況であります。

更に、新規の開設規模と本市の必要な施設のお尋ねであります。3月末までの駆け込み開設はございませんが、4月以降の新規の開設につきましては、1月以降、市内や旭川などの4事業所からの問い合わせがございました。そこで、4月から始まります第3期介護保険事業計画期間中のグループホームの本市の必要量でございますが、先ほど申し上げましたとおり、市内に2施設36床が整備されていることや、介護保険制度発足当時から認定審査会を共同設置し、広域運営を進めております剣淵町や和寒町とグループホームについても相互に利用しておりますことから、地域密着型サービスの意見をいただく土別市地域密着型サービス運営委員会において事業所指定について協議をいただき、4月以降も本市の方の入所利用について各町から広域利用の指定を受けて利用を進めてまいりますので、2町の2施設27床合わせて63床の基盤が効果的に活用を図られるものと考えております。

また、2月末現在の施設全体の充足率は87%でありますことから、今後入所サービスの提供は可能と考えております。これらのことから、本市のグループホームの必要居室数は、現在開設されている2施設4ユニット36床として整備枠を設定いたしまして、平成18年度からの第3期事業計画期間中の3年間においては新規の開設申請を受け付けしない方針で、先般開催されました土別市保健医療福祉対策協議会において協議をいただいたところであります。

今後におきましては、新年度よりスタートいたします新介護保険法に基づき、高齢者が安心してサービスを利用できるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 6番 池田 亨議員。

6番（池田 亨君）（登壇） 2006年第1回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、市民の健康を守る視点から、市立病院の今後の展望について伺いたいと思います。

市立病院と公立病院の医師不足現象から地域医療の充実が喫緊の課題となっておりますことは、申し上げるまでもありません。私ども地域住民にとっては深刻な問題であります。私は、過去本議会において産科医師不足から生じた分娩取り扱い停止時の対応について取り上げた経過がございます。今年4月からは泌尿器科が常駐医師不在となり、旭川医大から1週2日の出張診療になること、内科については医師不足から原則午後からの外来診療受け付けは行わないということになるということでありませぬ。

市長は、本議会冒頭における市政執行方針で、「医療体制の確立は市民の皆さんを初め地域の方々が健康で安心して暮らしていくためにも重要な課題であります」とこう述べられております。更に、「特に市立病院はこの地方の基幹病院としてその役割を担っておりますが、新たな医療制度の改革が行われる中であって、固定医師の確保の問題とあわせ、その経営環境は極めて厳しく前年度末における不良債務が発生している状況にあります」とこう厳しい現状に触れられております。「このような視点を打破するために、新たな医師確保施策として、インターネットにおける情報サイトへの登録を行うなど、医師確保についてはこれまでの経験も踏まえ、最大限の努力をしてみたいと思っております」とこう述べられております。具体的に動き出すのは、これからなんだろうと思うんでありますが、情報サイトへの登録を行うということはわかりませんが、ここで述べられている「など」についてはどのようなことを考えておられるのか、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

また、地域の診療施設につきましては、「地域住民が安心して診察が受けられるよう、医療関係者及び地域住民の意見をお聞きしながら、施設の維持管理及び医療機器の計画的な整備に努めてまいります」と述べられているのですが、地域住民の願いは、とにかく安心して医療サービスを受けられる市立病院機能の充実に尽きるものと考えられます。住民の意見を聞くという前段の作業として、固定医引き上げによる診療の廃止、制限をいつの時点で解消を図られるのか、また地域医療の充実を図ることを目的としているわけですが、あわせて展望をお聞かせいただきたいと思っております。

第2項目めは、行財政改革についてであります。

行政改革の目的は、住民サービスの低下を最小限にとどめることにあります。平成17年度末の集約見通しとして、18年度の計画をお伺いいたします。

第3項目めは、行政情報センター、これ仮称でございますが、これの設置についてでありま

す。

私が承知している旧土別市内の図書室もしくは類似施設は、市立図書館、市議会図書室、行政資料室の3つがございます。この3カ所には行政関係類似資料がそれぞれございます。この3カ所に収蔵する資料の重複収蔵を廃し、1カ所に集めて、仮称でございますが、行政情報センターを新設することができないかと思うんであります。この設置の利益は、行政、議会関係者の調査研究の利便が図られること、市民に広く公開することによる住民サービスの向上につながるると同時に、資料購入費の節減にもなるかと思うんであります。

以上、申し上げました3施設における資料購入費及び維持費は幾らぐらいになっているのかということと、設置についての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

4つ目は、国・道等の出先機関の動きについてであります。

三位一体の財政改革の一施策として、定員削減、それから定員削減に伴って出先機関の統廃合等がどの程度具体的になろうとしているのか、気になるところでもあります。市当局が現時点で把握しているものがあれば、お答えをいただきたいと思ひますし、またその対応策等があればお答えをいただきたいと思ひます。

第5項目めは、「ラブ土別・バイ土別」運動についてであります。

執行方針では、「土別市と朝日町の合併に伴い、より一層人の和やつながりなどすそ野を広げながら地域に根差したまちづくり運動として定着が図られるよう、積極的に取り組んでまいります」と結んでおられます。私は、この町に住む人々が町に愛着を持って暮らせる町であることを心から望んで、地方自治体に期待を込めて働き、生活を維持しているというのが実態であろうと考えるのであります。この条件を満たす素材が財政ではないかとも考えます。

平成11年度市政執行方針では、「地元の商品や生産物の消費拡大については、商業と農村の連携を深め、より一層市民運動として展開されるよう、各種イベントなどでラブ土別・バイ土別運動を推進いたします」と述べておられます。また、平成12年度市政執行方針では、11年度方針を更に具体化した表現で「総合的な産業興しとして、ラブ土別・バイ土別運動をより一層積極的に推進するため、地域固有の産品、物づくりの技術を掘り起こして全産業への波及効果、相乗効果を期待し、新たに土別産業フェアを開催するなど、商工業関係者、農業関係者、消費者、地域住民との連携を深め、継続的な市民運動として展開してまいります」と表現しております。表現に違いはございますが、13年度、14年度はおおむね産業フェアに集約されるような表現で扱われているのであります。15年度からは、本運動の定着化に向け、より一層人の和やつながりを広げていく継続した市民的なまちづくり運動として、すそ野を広げていくというような表現に変化しているのであります。不況による閉塞感から脱出できず、雇用不安と労働力不足、特に若年労働力不足の現象が顕著な土別地方の現況を考えるならば、地場の産業興しが喫緊の課題であります。地場の生産力向上の施策を急がなければならないと考えます。

私は、過去の議会で「ラブ土別・バイ土別」運動の推進と雇用確保施策として、地元業者による住宅建築施策を提案した経過がございます。私は、最近住宅購入者の声を聞いたことがご

ざいます。その声の主なもの、外形設計の不満、また、アフターサービスの不満に集約されます。この隘路を解消して、住宅建設の地元発注を「ラブ土別・バイ土別」運動の一環として取り組む、その条件づくりの仕掛け人として、市は汗をかくべきと考えるのでありますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

第6項目めは、新士別市総合計画策定方針についてであります。

執行方針には、生活交通、地域医療体制、商業の振興、定住人口増加施策等についても触れられておりますが、特に地域医療の確立に向けた施策をどう具現化されようとお考えなのか、考え方をお聞きし、一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時36分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（牧野勇司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田莉子市長。

市長（田莉子進君）（登壇） 池田議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から市立病院の今後の展望に関する御答弁を申し上げ、「ラブ土別・バイ土別」運動及び新士別市総合計画策定方針につきましては本庁助役より、行財政改革、仮称行政情報センターの設置及び国・道等の出先機関の動きに関する質問につきましては総務部長から、それぞれ御答弁を申し上げることにいたします。

最初に、医師確保にかかわってお尋ねがございました。

公立病院における医師の確保の問題につきましては、たびたび御答弁をいたしておりますが、医師の臨床研修が制度化され、免許取得後は自由に研修病院を選択できることから、都会にある病院や待遇がよい民間病院で研修を受ける傾向が強くなってきております。このため、本市の主な医師の派遣先であります旭川医科大学では、研修医師が集まらないことに加えて、国立大学の法人化に伴って大学としても医師を確保して収益を上げなければならない。地方の病院に医師を派遣する余裕がなくなっていることから、市立病院に対しても固定医の引き揚げや減員が打ち出されたところであります。

この対応策といたしましては、引き揚げとなる診療科につきましては、週何回かの出張医で対応することといたしましたが、減員となる内科医師につきましてはその手当ても困難なことから、独自に医師を確保するための方策として、新たに医師専門の転職求人情報サイトへの登録のほか、これまでもかかわりのある北海道地域医療振興財団や医師紹介業務を行っている業者への登録を行い、医師確保について動き出したところであります。

このうち、医師紹介業務を行っている業者につきましては、仮に医師が採用されるとなりま

すと、年俸額に応じた成功報酬も必要となってまいります。現在の置かれている内科医の勤務状況等を考慮しますと、これもやむを得ないような状況と判断をしております。

次に、各診療科の充実と今後の展望についてのお尋ねがございました。

診療に当たる医師の確保なくして病院の充実はあり得ないわけでありまして、医師の確保には最大限の努力をしておりますが、前段申し上げましたとおり、派遣先の旭川医科大学を初めとする医育大学においても大変厳しい状況となっております。単に市町村の抱える問題ではなく、国・道も含めた中で、こうした大きな問題の解決を図っていかなければならないものと判断をいたしております。このため、私は先週、札幌市で開催されました北海道自治体病院開設者協議会にも出席をしまして、北海道大学を初めとする医育大学関係者や北海道に対して、道内の自治体病院が抱えている医師不足の窮状を訴えてきたところではありますが、その中で意見交換では、大学関係者からは地域医療を担う医師を着実に増やしていくためには、大学だけの取り組みではなく実際に医師の派遣を受ける市町村も協力をしてもらいたい、地域医療に強い意欲を持つ学生を支援、育成していくことが必要であるとの認識を共有したところでもあります。このようなことから、旭川医科大学におきましては、地域医療を担う医師を養成するための地域枠を設けることを検討しているようであります。また、この地域枠と連動して医師の派遣を受ける市町村が資金協力をすることで、在学時に就学資金を貸与して、卒業後は一定の期間、地方の病院に勤務する方法が検討をされております。

しかしながら、これらの対策の効果には時間がかかることでもあります。まだ先のこととなりますので、今すぐに各地方病院の診療科の医師を充足させることは困難な状況にございます。

このようなことから、市立病院といたしましては、現在の研修医制度が落ちついてくるまでの今後数年間につきましては、効率的な病院経営を目指すことを基本に、病棟の有効利用と適正な人員配置に努め、後発薬品使用による薬剤費の削減等により当面は経費の圧縮に極力努め、収支不足額の削減を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、私からの病院に対する答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私から、「ラブ土別・バイ土別」運動と新土別市総合計画策定方針について御答弁を申し上げます。

まず、「ラブ土別・バイ土別」運動についてであります。

本運動の目的、趣旨、取り組み内容等につきましては、さきの齋藤敏一議員の御質問にもお答えいたしましたとおりでありますけれども、昨年9月の合併に伴い、「ラブ土別・バイ土別」運動推進協議会に朝日町の商工会、観光協会、建設協会が新たに加入し、より一層すそ野が広がったことから、特に朝日地区への本運動の目的、趣旨などの浸透を含め、地域に根差した市民的なまちづくり運動として、その定着が図られますよう、鋭意推進をいたしているところであります。

そこで、住宅建設の地元発注を「ラブ土別・バイ土別」運動の一環として取り組むための条

件づくりに市が努力すべきではないのかというお話がございました。住宅建設につきましては、市が建設する公営住宅と民間が建設する賃貸マンションや個人住宅などに分けられますけれども、まず、市が建設いたします公営住宅につきましては、「ラブ土別・バイ土別」運動の推進という観点からも可能な限り地元発注に心がけているわけでありまして、近年では北部団地の建てかえについて、地元企業に発注をしてきているところでもありますし、また、公営住宅の維持、補修等も同様に地元企業に発注をいたしているところでありまして、今後においても地元企業への発注に意を配してまいりたいと考えております。

一方、民間が建設する住宅などについてでありますけれども、景気が低迷を続ける中にありまして、大事な預貯金等の取り崩しや借り入れなどにより多額な資金を投資し、一生涯の財産となる住宅などを建設するわけですから、地元に限らず市外の企業情報も収集した上で、最終的に建て主の責任において企業を選択することになります。この選択に当たりましては、予算、技術、デザイン、アフターサービスなどの建設条件を満たす企業となりますし、加えて地元以外の企業に親戚縁者や知人、友人が勤めているなどの人間的なつながりから、その企業を選択する場合もあります。近年ではその割合が増加し、平成16年度では、市内での住宅件数の半数を超える状況にあります。

また、民間における住宅などの建設は、あくまでも私的財産を確保するための行為でありますことから、基本的には建設を依頼する建て主と企業との信頼関係の中ですべてが進められるものでありまして、市といたしましては、建築基準法や都市計画法など関係法令に触れていないかどうかの判断や、触れている場合の指導などについてかわりを持つことになるわけでありまして。

更に、市はもちろん建設協会も大きくかかわっております「ラブ土別・バイ土別」運動で申し上げますと、本運動の趣旨はあくまでも地域固有の産品や物づくりの技術のよさを再発見し、愛用していく機運を醸成する市民運動でありますので、まずは住宅建設にかかわる地元企業の優位性をどう市民にPRしていくかが、何よりも大事なことと考えており、既に幾つかの地元企業ではモデル住宅見学会などを実施されている現状にあります。

また、毎年開催しております土別産業フェアでは、土別地方技能士会が住まい介護リフォーム相談や技能士会製作品展示販売を行うなど、あらゆる機会を通して企業や技術力のPR活動に取り組んでいるところであります。

池田議員の話にもありましたように、住宅建設の地元発注は雇用面や地域経済の活性化につながるという側面も持っておりますものの、ただいま申し上げましたように、民間での住宅建設は私的財産にかかわることでもあり、企業の選択はあくまでの建て主にあるといったことを考えますと、市としての対応には限界もあるわけでありまして。したがって、まずは、「ラブ土別・バイ土別」運動推進協議会のメンバーとして構成する関係機関や団体と十分に連携をとりながら、今後とも地元企業の努力に裏打ちされた地元ならではの建設後のアフターサービスや建て主との信頼関係、更には技能士による優秀な技術など、これらの優位性も含め、安定

的な地元企業の活用を目指し、引き続き「ラブ土別・バイ土別」運動の一環として啓発活動に進めてまいりたいと存じます。

次に、総合計画策定にかかわり、特に地域医療の確立に向けた施策の具現化についてお答えをいたします。

新市の総合計画につきましては、平成18年度と19年度の2カ年で策定することを計画いたしており、その具体的な方針等については、今後設置される振興審議会において、る検討されることとなります。策定に当たりましては、合併時に策定されました新市建設計画、1月の臨時議会で議決をいただきました過疎地域自立促進市町村計画との整合性を図っていくこととなりますけれども、策定の基本に流れるものは、これまでも市長が幾度となく申し上げてきたとおり、それぞれのまちづくりのオリジナリティーをいかに生かしていくのか、両地域の一体化をいかに醸成していくかということになるかと存じます。

国際化や少子高齢化、環境の問題、心豊かなライフスタイル思考の高まりなど社会情勢が大きく変貌するとともに、一方では地方自治体の深刻な財政状況等々多くの困難な課題に直面する状況にありまして、本市施策の基本的な方向を示す指標となる総合計画の策定に当たっては、市民アンケートや子供たちへのアンケートなどを初め、シンポジウムや市民懇談会など、できる限り多くの市民の意見を聞くことが重要なことと考えております。

そこで、特に地域医療の確立に向けた施策の具現化についてのお尋ねがあったわけでございます。

まず、保健行政につきましては、保健福祉センターを中心に各種検診機関、医療機関や保健機関と密接な協力と連携を図り、がんの早期発見及び生活習慣病の予防に重点を置いた各種検診を充実していくとともに、高齢社会を迎える中で介護保険制度の改正により、医療や介護を必要としない自立した生活を送れる高齢者を支援する事業に加え、医療や介護が必要となるおそれのある高齢者を対象とした事業の一部も担っていかねばならないものと考えております。

また、市立病院は急性期から慢性期までの一貫した医療を提供し、この地域の基幹病院としての役割を担っておりますが、今後においても住民の皆様に安心して適切な医療を実施していくためには、何といたっても診療体制の自立が第一に求められるところであります。しかしながら、医師確保の問題につきましては、先ほど市長からも申し上げましたとおり、大変厳しい状況となっており、これまでの経験や人脈などをもとに、なお一層粘り強く医師確保に向けた努力をしていかなければならないものと考えているところであります。

また、市立病院に附属する成人病検診センターにおいては、人間ドック、一般健診、職場健診などを積極的に受け入れており、疾病の早期発見に努めるところでありますので、今後も各種検診の充実に向けて努力してまいりたいと存じます。

更に、訪問看護体制の確立についてであります。高齢により通院が困難な方や在宅で療養されている患者さんのためにも訪問看護制度の充実が求められているところでありますので、在宅での生活を安心して送れることができるよう、医師との連携のもとに看護援助を拡大し、

在院日数の短縮に努めていくことも必要であり、今後もこれらの充実について努めてまいりたいと考えております。

更に、上士別及び多寄医院の各診療所につきましては、地域の方々が安心して医療が受けられる環境をつくり出していくためにも、引き続き医師との連携を密にしながら、医療機器の充実を図るとともに診療所などの整備についても努力をしていかなければならないものと存じます。市民の皆さんが健康で明るい生活を送ることができる環境づくりをしていくことは、まちづくりの基本でもあり、その結果、この町に住んでよかったと実感できることが極めて大切なことであり、こうした視点を重視して総合計画の地域医療の充実にも努めてまいりたい、そのように考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、行財政改革について、行政情報センターの設置について及び国・道等の出先機関の動きについてお答え申し上げます。

初めに、行財政改革についての中で、平成17年度末の集約見通しについてであります。

旧士別市におきます行財政改革大綱第2次実施計画を平成15年度から19年度までの5カ年を推進期間として取り組んできたところでありますが、平成17年度は、池田議員も御承知のとおり、合併協議の年ともなり、究極の行財政改革として特別職の数やあらゆる事務事業の見直しが図られるなど、第2次実施計画の内容を大きく超えて一定の成果を上げることができたものと考えております。

そこで、平成17年度における計画実施の実績につきましては、昨年9月1日に新市となりましたことから、この計画は8月段階で一たん終了となりましたが、第2次実施計画において公共施設等管理の一元化や運営のあり方の検討、ワンストップサービスの改善など、現段階で未実施となっております37項目について、行財政改革推進会議における審議などを踏まえ、新市の実施計画に改めて盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の計画についてのお尋ねがございました。

行財政改革の推進に当たりましては、さきの市政執行方針において市長から述べたとおり、新市における行財政改革大綱の策定とあわせ、新年度から5カ年を前期推進計画期間とする大綱に沿った実施計画、財政健全化計画及び職員定員適正化計画、いわゆる具体的な取り組みを市民にわかりやすく明示した集中改革プランの策定作業に現在、鋭意取り組んでいるところであります。なお、具体的な策定スケジュールにつきましては、この3月中に行財政改革大綱を、この大綱に基づく実施計画につきましては4月中をめどに策定いたす考えであります。

これら大綱を含めた諸計画の策定に当たりましては、行財政改革推進会議並びに行財政改革懇談会等の調査審議を経て、議会へ報告いたしますとともに、今後におきましては、平成18年度を改革元年と位置づけ、計画に沿った抜本的な改革の実現に向けて、着実に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政情報センターの設置についてであります。

池田議員の御提言がありました行政情報センターの機能についてであります。他市の設置状況などを見ますと、住民記録などの窓口手続や各種公共施設の行政情報の提供、電子メールにより行政相談を取り扱うものや、主要な公共施設に整備された情報端末、携帯電話、ファクスを利用しての、市民が日常生活において必要とする行政情報やまちづくり計画等に関する各種の情報を提供するといった、地域情報化のシステムの構築を前提として設置されている事例が多いようであります。

また、一方では国や道、市町村などが発行した行政刊行物を配架し、閲覧やコピーサービスを提供するといった施設の事例もあり、このたびの池田議員の御提言はその機能を後者の事例に求めたものに近いのではなかろうかと推察いたすものであります。そこで、お話のありました行政関係類似資料が市立図書館、市議会図書室及び行政資料室に配架されているのではないかとの観点に立たれて、重複を廃止し、資料購入費等の経費の節減を図ることができるのではないかとのご意見を伺います。

まず、これら3施設における資料購入費についてであります。お尋ねのありました行政関係類似資料のうち、いわゆる法律関係の法令集が御質問の資料に該当するのではないかとの判断でお答え申し上げます。図書館におきましては、現行日本法規基本判例集、その他法令図書など、これら追録として平成17年度では約29万円の支出となり、市議会図書室では現行日本法規や議会運営実務提要などの追録費のほか、法令関係図書として約90万円、行政資料室におきましては、現行法規総覧、市町村事務提要、行政法総則判例体系などの追録費のほか、各種白書や法令関係図書費として約362万円となっており、現在3施設合わせて約481万円の支出となっております。ただ、これら法令集の追録費につきましては、市議会におきましては、18年度から現行日本法規の追録を取りやめるとお聞きいたしておりますし、行政資料室においては、今日インターネット等を通じて法令等の検索が可能なものもありますことから、必要に応じて、段階的に追録図書の購入を取りやめるなど経費の節減に努めているところでもあります。

また、これら3施設の維持費についてであります。事務室等と一体化しておりますことから、特段の経費は要していないところであります。そこで、これら類似資料を1カ所に集約してはとの御提言でございますけれども、図書館につきましては図書館法に基づき、一般公衆の利用に供するため、その教養や調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、必要な図書等を保有することが求められております。

また、市議会図書室におきましては、地方自治法第100条第17項の規定に基づき、議会は議員の調査研究の用に資するため、図書室を議会に附属しておくこととされております。更に、行政資料室につきましては、設置に関して特段の定めはないものの、職員が職務の遂行に当たり、必要とする各種法令集のほか、官報や定期刊行物等を保管、配架し、その利用に供している施設であります。このように、これら3施設はそれぞれの設置目的とその果たす機能に相違があり、一部に類似資料が重複している実態にはありますものの、池田議員の御提言にありま

した行政情報センターの新設とあわせ、1カ所に集約することにつきましては難しい課題であると考えております。

こうしたことから、市民の方々がこれら関係資料等を利用する際に当たりましては、市議会資料室や行政資料室での閲覧は可能であります。市民にとりまして最も身近な施設としての図書館に設置されておりますインターネットコーナーのパソコンを活用して、法令関係の検索も可能なものもありますことから、こうした利用の周知も含め、市民の方々への利便性とサービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、国・道等の出先機関の動きについてであります。

地方分権一括法の施行以来、その後においても財政環境が一層厳しさを増す中であって、国と地方の関係についてはさまざまな検討がなされておりますが、国においては新たに小さくて効率的な政府を目指して、昨年12月に閣議決定された行政改革の重要方針に基づき、行政改革推進法が今国会に提出される運びとなっており、このことにより、国の行政機関の定員を今後5カ年間で5%以上の削減を目指す中、食糧管理関係や北海道開発関係などの業務について大胆な整理をいたそうとしており、このことが及ぼす影響には大きな懸念を抱いているところであります。

本市において、近年では旭川地方法務局土別出張所、土別保健所、林業指導事務所、上川北部森林管理署朝日合同事務所などが、統合により廃止されたことは記憶に新しいところであります。現在、本市に所在します国・道の出先機関の関係で申し上げますと、これまで基幹的センターとして役割を担っておりました土別地区農業改良普及センターが、組織の簡素化と柔軟性を目的として、この4月から当麻町を本所とする上川農業改良普及センターに統合となり、土別は支所となることが決定しており、これに伴い職員も一定程度減少する予定とのことでございます。このほか本市には、国の出先機関では旭川開発建設部土別道路事務所、旭川開発建設部岩尾内ダム管理事務所、農政事務所地域第10科、森林技術センターなどがあり、道の出先機関では旭川土木現業所土別出張所、上川支庁北部耕地出張所、北海道企業局天塩川発電管理事務所などありますが、現在のところ、これら機関の統廃合あるいは縮小といった話は聞いておりません。

しかしながら、現在、北海道を道州制の選考モデルとする道州制特区推進法案が国において検討されており、特に北海道開発局と道庁の統合などが議論の対象となっていることから、仮に統廃合ということになれば、地域に及ぼす影響も極めて大きいものがあることから、北海道市長会としても道州制の実施に当たっては慎重な議論をしていただけるよう、国や道に対し要望をいたしているところでありますので、北海道の行政改革も含め、今後この動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 池田 亨議員。

6番（池田 亨君）（登壇） 再質問いたします。

最後に御答弁いただいた行政情報のセンターのこの考え方でありますけれども、地方自治法で、この議会の図書室については設けなければならないという、その規定があることは承知しております。そして、この図書については閲覧をさせるということも、これも規定化されていることは承知しているわけであります。

私は、なぜ今この質問をしたかと申しますと、新しいこの時代にですね、住民サービスをどうするか、このことが非常にこう行政に問われる大きな課題なんだろうと思います。そうしますと、この行政資料室にもですね、相当の資料があります。それから、議会の図書室にも相当の資料があります。ここは閲覧させることができるんだという、そういう姿勢でありますけれども、積極的に持っている資料をどう市民に開放して活用を図るかということがですね、私はこれから行政が求めなければならない課題なんだろうと、こう思うんです。そういった意味からですね、私はこの課題を取り上げて質問をさせていただいたんでありますけれども、こちら辺のところはもう少し今までの発想をどう変えてですね、市が保有しているこういった資料を積極的に市民に開放していくかという、そういった手だてをこれからやっぱり考えるべきではないかとそう思います。

そういった意味でですね、再度この考え方について答弁を求めておきたいと思います。
(降壇)

副議長(牧野勇司君) 相山助役。

助役(相山慎二君)(登壇) 池田議員の再質問にお答えいたします。

今、行政情報センター、仮称という形で一本化して、市民に広く開放することによって、住民サービスの向上につながるのではないかという御視点での再質問だったというふうに理解をいたしておりますけれども、正直申し上げますと、議会の図書室、更には本行政資料室という形になりますと、なかなか現状の中では、一般に市民の方に閲覧は可能でありますけれども、開放するというには施設の的にも大変厳しい状況にあることは御承知のとおりだと思います。

そういった面では、そういうかわるものとして図書館でも同じような資料というものが配架されているという形で、そういう面では図書館でそういう機能は十分果たせるのではないかと。行政内の議会、さらには我々職員等々が使用する資料というのは、どちらかといいますと、専門的な分野が極めて高いという観点からいたしますと、今言うように、なかなか市民の方々にはなじみがないのかなというような気もいたしますけれども、今、ただそれを一本化して市民サービスのために図って、センターなるものをつくってやること、それは確かに経費の節減とか、これからのこういう時代にはそういう一つの考え方も当然必要にはなってくると存じますけれども、現状の中ではなかなかそこまでそういう実態にはないということがありますので、そういったことにつきましては、時代の流れとともにいろいろな考え方が示されて、議会の図書室の関係なんかは、場合によっては変わってくる時代もあるのではないかとこのように考えますけれども、一応決まりとしてそういうシステムになっているものを、単独でそれをなくすとか一本化してどうこうするというのは、今の現状ではちょっと難しいのかなと。これは将来

の大きな課題というような形にはなろうかと思えますけれども、そういうことで御理解いただければと思います。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 5番 柿崎由美子議員。

5番（柿崎由美子君）（登壇） 平成18年第1回定例会に当たり、通告どおり一般質問を行います。

初めに、ごみ減量化のための生ごみのダンボールによる堆肥化についての質問です。

大量生産、大量消費、また使い捨てといわれたころから急激に増え続けてきたごみも、分別やりサイクルの推進によって、最終処分場の延命が図られてきていることは喜ばしいこととは思いますが、家庭から出る生ごみが一般ごみとして処分場に埋められていることが気になっています。台所のごみは、もともと自然の中から私たちがいただいてきた命をつなぐ食べ物の一部でした。食べられなかった物も自然に帰せば、再び肥料として植物の栄養になったり動物のえさになります。昔から生ごみは土に埋めたり、積み上げて堆肥にしてきましたが、いつのころからか堆肥をつくることをやめ、自然の中での物質の循環を我々人間が勝手に断ち切ってしまうました。私は、生ごみについては再三質問をしていますが、生活をしていく上で台所に立つ者としては、毎日出る生ごみの堆肥化が一日も早く実現するよう望んでいるからです。

市は、平成14年になってん自治会の協力のもとに、生ごみ排出の調査研究のため、ふたつきポリバケツ、生分解性プラスチック袋、紙袋の3種類の容器で生ごみ適正処理モデル収集事業を実施されました。家庭内での一時保管の面からの考えも含めて、その事業終了後のアンケートの結果、生ごみ排出の容器は生分解性プラスチック袋を重視しているとのことでした。また、17年度に同様の生ごみ収集モデル事業が行われたということですが、この事業に協力してくれた自治会はどこだったのでしょうか。これは何世帯を対象にしての調査になったのでしょうか。調査の内容はにってん自治会と同様のものなのでしょうか。今、その事業は終了したと聞いておりますが、結果はどうだったのか、お伺いいたします。

昨年8月にはバイオマス利活用推進協議会が設立され、視察、調査、研究を進め、行く行くは地球温暖化防止、循環型社会へと結びつくことになると思いますが、私は早期の実現を期待しているところです。また、市は、次の世代に自然豊かな環境を残すため、消費のむだを排除する循環型社会を目指し、昨年1月に北大名誉教授で環境問題を研究されている神山桂一氏を迎えて、ごみ減量化研修会を開催しました。神山教授は、講演の中で、家の中でもできるダンボール箱を使った生ごみ堆肥化について語られました。市では、この方法が簡単で便利と好評であったことから、市内の実践モニターを募集して試験的に行うことにしたということが、広報しべつ17年3月号に出ておりました。広報では、特集にしてダンボール箱の作り方から中に入れる基材、そして堆肥のでき上がりまで詳しく丁寧に書かれてあり、興味を持つ人は早速始められた方もいたのではないのでしょうか。

ところで、この実践モニターには何名の応募があったのでしょうか。これは3カ月間続けることになっていましたが、実践者の反応はどうでしたか。私は今後の普及促進のためにも広く市民にお知らせをして、だれでもどこでも簡単に堆肥がつかれることを広めるためにも、モ

ニターの方々のその後の追跡調査などがあってもいいと思いますが、そのような取り組みはなされているのでしょうか。

昨年の秋に、隣の町の消費生活展に行ってまいりました。会場の片隅で職員らしい人がダンボールによる生ごみの堆肥化を実演しながら説明をしていました。ダンボールにもみ殻くん炭、ピートモスを入れ、生ごみを入れてかきまぜながら説明をし、使ってみたい人にはそれを差し上げていました。そのときに住所、氏名、電話番号を聞いてメモをとっていました。それは、後日様子を聞くためだそうです。上手にできないと聞けば、訪問して説明をすと言っていました。その熱心さに感心して帰ってまいりました。

私は、平成16年2月からダンボールで堆肥づくりを実施しており、夏の間は少し休んで外のコンポストを利用し、また再開して、今もずっと続けています。生ごみをダンボール箱に入れるたびに量をはかっていますが、2人家族で月に約10キログラムの生ごみが出ます。年間にすると120キログラムになります。これだけの量の生ごみを市の回収車に出さずに堆肥をつくっているということに、自分で満足をして続けております。

家庭で簡単にできるダンボール箱を使った生ごみの堆肥化をもっと多くの市民が実践することにより、大量のごみの減量になると思います。私は市民の協力によってごみ減量化を図るため、行政から市民への積極的な働きかけが必要と考えます。ごみ減量化に対する市長の前向きなお考えをお聞かせ願います。

次に、西2条北9丁目の北町福祉村1号通りと北町福祉村2号通りの交通安全についての質問です。

市長の市政執行方針の中に「交通事故の撲滅に向け、関係機関、団体と密接な連携を図りながら、市民一人一人が交通事故に遭わない、起こさないという意識の高揚を図るべく、交通安全施設の整備を含めた啓発運動の推進を展開していく」とありました。この項目も、以前に質問をしまして、交通安全の具体的な取り組みなどもお聞きしました。北町福祉村1号通りと北町福祉村2号通りは、総合福祉センター、多世代スポーツ交流館、ゲートボール、パークゴルフなど多目的に市民が利用し、また給食センターの配送車の運行、高齢者の送迎バス、そして職員の通勤などで交通量が非常に増えております。周辺の住民は事故の不安を抱えて暮らしています。

住民からの強い要望で、北町福祉村1号通りと2号通りのぶつかるところに、「一時停止」の標識を立ててほしいという要望を出しているのですが、その後一向に設置の様子が見えません。さきの質問の際の答弁では、この場所は交通安全上、必要と判断し、土別警察署を通じて旭川方面本部に上申しているというものでした。このまま待っていなければならないのでしょうか。この種の要望はたくさん出ていると思いますが、順番やかかる年数などの連絡などないのでしょうか。市民が安全で安心な暮らしができるように、一日も早い標識の設置を再度要望いたします。

あわせて、親切なまちづくりのために、大通り北9丁目の踏切を渡ってすぐの三差路に総合

福祉センター、多世代スポーツ交流館及び給食センターの案内板の設置をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、私からごみの減量化についてお答えしますが、生ごみのダンボール箱による堆肥化と交通安全対策につきましては市民部長より御答弁を申し上げます。

今日の日本経済は、御指摘のように、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済の仕組みの中で、消費生活の利便性だけが追求され続けたため、多くのごみを生み出す結果となってしまいました。大量に排出されるごみは、最終処分場を圧迫するだけでなく、そこに暮らす市民の生活環境、ひいては地球環境をも脅かすようになり、近年はごみ問題に危機感を抱く全国の各自治体では地球環境にやさしいごみの減量化とリサイクルを進める取り組みが盛んに行われております。

また、廃棄物をめぐる環境は大きく変化してきている現状にあり、資源循環型社会の構築を図っていくためには、地域における諸活動から生まれる廃棄物を適正な処理計画に基づいて、処理し推進していくことが重要であり、現在も進めておりますごみ減量化にかかる各種施策を総合的な観点から改善すべきものは改善をし、将来を見据えて取り組んでいくことによって、循環型社会が達成されるものと思うのでございます。

本市におきましても、平成12年度からの容器包装リサイクル法完全施行に伴い、プラスチック製容器包装及び白色トレイ、紙製容器包装を含む紙類の分別品目を追加し、更には平成16年度より粗大ごみ以外の小型電化製品を加えるなど、現在17分別による排出がなされている状況にあります。また、平成20年度からはバイオマス資源活用を図るための生ごみの分別リサイクルや紙おむつ等の衛生ごみの分別と適正処理についても取り組みを拡大していく計画でありまして、これら分別処理体系につきましては、毎年、地区別に開催しておりますごみ減量化懇談会や公共施設見学会、各種研修会におきまして市民の方々に十分にこれを説明し、今後においても自治会を初め、市民の方々の御協力と参画をいただきながら、ごみの減量化、リサイクル化に一層の推進に努め、資源循環型社会の形成を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 生ごみのダンボール箱による堆肥化と交通安全対策については、私から御答弁をさせていただきます。

最初に、生ごみのダンボール箱による堆肥化についてであります。議員のお話にありました平成14年度に実施したにってん自治会の協力による生ごみ適正処理モデル収集事業につきましては、生ごみ適正処理研究の第1段階として、市民の立場に立ち、適正な排出方法を調査することを目的として実施したところであります。更には、本市における未利用バイオマス資源の利活用方策を検討することを目的として、各関係機関や関係団体による土別市バイオマス利

活用推進協議会を昨年8月に設立したところであります。

そこで、柿崎議員の御質問にありました平成17年度に実施をした生ごみ分別収集モデル事業につきましては、バイオマス利活用推進事業の一つとして実施したものであります。事業内容につきましては、南町南栄自治会と屯田自治会の合計334世帯の協力を得て、昨年12月から1月までの2カ月間、生分解性プラスチック袋による分別収集を実施し、あわせて収集された生ごみの一部と牛ふん、汚泥、野菜残渣を使用し、北ひびき農協の堆肥化施設で堆肥化の実証試験を現在も実施しているところであります。

また、生ごみ分別収集に協力をいただいた334世帯に対し、生ごみの排出、保管に関するアンケートを実施したところ、192世帯から回答がありました。これらの結果であります。生ごみを堆肥化することについては、全体で89%の方からよいことだとの回答をいただいております。日常の生ごみの処理については、92%の方が一般ごみとして排出し、生ごみの分別については問題ないと回答している方が66%であります。その他の方は、家庭での分別徹底に心配であるとのこととあります。

生ごみを家庭内で一時保管する場合の気になる点については、複数回答ではあります。臭気が気になるが79%、保管場所の問題が47%となっています。更に、家庭内で一時保管する場合の容器については、ポリバケツがよいとするのは69%であります。生ごみを家庭から分別排出するときの容器については、65%の方が生分解性プラスチック袋による排出がよいとし、その他の方はポリバケツによる排出がよいとの回答でありました。分別排出後の気がかりな点では、これも複数回答ではあります。カラスなどによる散乱が75%であり、臭気と回答している方が53%となっております。この貴重なアンケート調査の結果を踏まえ、今後の生ごみ分別収集及び適正処理の参考にさせていただきたいと思っております。

次に、昨年3月の広報紙に掲載をいたしましたダンボール箱を使った生ごみ堆肥化についてであります。実践モニターを募集したところ、14名の方の応募があり、3カ月間実施をしていただいたところであります。その後、アンケート調査を行い、11名より回答を得たところであります。その内容についてであります。現在もダンボール箱を使った生ごみ堆肥化を実施しているのが4名であり、また御意見として、毎日々かきまぜるのが楽しみであり、野菜や食べ残しなどむだを発見をされた方もいましたが、残りの方の中には、まぜるのが面倒、ダンボールの中の温度が上がらない、臭気、虫の問題などの意見等もありました。これらのアンケート調査後の追跡調査は実施しておりませんが、今後ともコンポスターによる堆肥化とあわせて、家庭において低コストで取り組めるダンボール式生ごみ堆肥化を市としても推奨していく考えでございます。市のホームページや広報紙及びごみ減量化懇談会等において啓発・啓蒙に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策についてお尋ねがありました。

土別市西2条北9丁目の北町総合福祉センター前の丁字路に「一時停止」の標識を設置し、高齢者などの交通安全対策を進めるべきとの御質問でございます。この地域については、近年

個人住宅も建ち、給食センターも整備され、北町総合福祉センター、多世代スポーツ交流館等の施設があり、交通量も増加していることから、自治会から平成16年6月に「一時停止」標識の設置についての要望書が提出され、同年、土別警察署を通じて、17年度に設置できるように旭川公安委員会に上申をいたしており、17年度についても引き続き上申をいたしているところでございます。

信号機、「一時停止」標識などの規制標識については、警察署から上申したものを旭川公安委員会の中で、地域の実情、交通量などを勘案して設置を決定するという手順になっているところでございます。17年度の設置経過といたしましては、13年度において上申した「一時停止」標識などの規制標識10カ所要望についても、いまだすべての箇所の設置には至っておりませんし、西2条北9丁目の丁字路の「一時停止」の設置についても、17年度については見送りになったところであります。規制標識等の設置については、上川、宗谷及び留萌地区を包括する旭川公安委員会が地域全体を勘案しながら判断をいたしております現状でございますので、設置までには長い期間がかかることも予想されます。

そこで、議員御指摘の地域は市道ですので、公安委員会の判断を待ちながらも、地域事情を勘案し、道路管理者や地域の自治会が独自の判断で設置する注意を促す立て看板等についても協議を進めてまいりたいと存じます。また、北町総合福祉センターにおいても、利用者に対して交通防犯活動等を通じて規制標識等がない交差点においても運転する方々は道路の状況に応じた運転を義務づけられていることを重点に、更に啓蒙・啓発に努めるとともに、さまざまな機会を通じて交通安全意識の高揚と交通事故の防止に努めてまいります。

最後に、総合福祉センター、多世代スポーツ交流館及び給食センターの案内板の設置につきましては、各施設管理者や地先の住民の方々とも協議し、設置する方向で検討いたしたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 2番 粥川 章議員。

2番（粥川 章君）（登壇） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして質問をいたします。

最初に、朝日地区における自治会についてお伺いをいたします。

昨年の合併協議において、朝日町の行政区制度は5年をめどに土別市の例により、自治会制度に再編するとの確認がなされているところであります。朝日地区には、行政区は現在17地区ありますが、中央の5地区を除く周辺地域は過疎化、核家族化などの影響を受けて地区内の世帯数、家族数の減少が著しく、更に高齢化による地域活力も低下してきており、冠婚葬祭や各種行事の開催なども難しくなっている地区や、世帯数の減少から隣接の行政区との合併を行う行政区も出てきている状況にあります。

自治会は自主自立の団体として、地域住民相互の触れ合い、協働活動などを通じて快適で住みやすい地域づくりを進める組織であり、市長が日ごろ言われているとおり、市民と行政がと

もに手を携える協働のまちづくりの基本的な組織の一つであろうと思っております。

市長は、今回の市政執行方針の中で、朝日地区の行政区制度は平成23年3月までの間に、自治会組織への移行を目指すと言われておりますが、私はできるだけ早期に自治会への移行を図ることが地域の活性化にもつながるものと考えておりますので、今後における自治会組織移行への取り組み、スケジュールなどについてお考えをお聞かせください。

次に、携帯電話の圏外地域解消に向けた方策についてお伺いをいたします。

私の住んでいるところに電話がつきましたのは、今から30数年前のことで、電話回線1回線を数戸で共同使用する農集電話と呼ばれるものが始まりで、他の家が使用していると使えない不便さがあったものです。その後の通信網の整備と技術の発展により電話機は目覚ましい進歩を遂げ、今では私自身も携帯電話を持っておりますし、この議場におられる方もほぼ全員が持たれていると思いますが、携帯電話が身近な通信手段として用いられる時代になったと思っております。

朝日地区においては、10年ほど前に主要3社の携帯電話のアンテナが中央地区に相次いで設置され、本格的に使用できるようになりましたが、山間部に広がる朝日地区では携帯電話の圏外となる区域が私の住んでいる南朝日地区を含め、北線、三栄、登和里地区の一部、岩尾内地区、茂志利地区など多く存在する現状にあり、携帯がつかないことでふだんから不便を感じている一人でもあります。中でも岩尾内地区は岩尾内湖を中心とする自然景観を求めて、年間5万人を超す観光客が訪れる場所でもあります。神社山地区には公園管理棟の電話と公衆電話1カ所があるのみで、公園管理棟は午後8時から翌朝9時まで閉鎖され、携帯電話が通じない状況では、何かあったときの連絡に不安を感じているのは私だけではないと思っております。

携帯電話はどこからでもかけられる便利さがあり、事故発生時や防災など緊急を要する連絡に威力を発揮することから、圏外区域がなくなることが住民や来訪者の安全・安心ともなり、ひいては新市発展につながるものと考えているところであります。

そこで、新市行政区域に、朝日地区のような携帯電話圏外の地域が住民生活圏の中にあるのかどうか、現状をお聞かせ願いたいと思っております。また、過疎地域では採算性の問題もあり、民間会社による解消はなかなか難しいものがあると思われまますので、問題解決に向けた市長の取り組みをお伺いいたします。

次に、道々土別滝の上線朝日町市街地整備について、お尋ねをいたします。

朝日町市街地を通る道々整備は一日も早い着工が望まれておりましたが、改修方法に決着がつかず、長年にわたって議論が展開され、今日に至りましたが、昨年の第2回定例会におきまして、市長から現幅員での補修をしたいとの明確な御答弁がありました。私は、合併後、市長が朝日地区での行政はもちろん催し物にも参画され、広く市民との語らいの中で日増しに市長に対する確かな信頼感が醸成されている姿を目の当たりにいたしまして、必ずやこの長年にわたる課題解決に向けて、今後ご尽力いただけるものと確信している一人であります。

市長も既に調査されていることと思っておりますが、現在の状況を簡略に申し上げますと、車道の

凹凸が余りにも著しくハンドルをとられるところ、また下水道の工事により水たまりのできている箇所や車道と歩道の高さが逆転しているところなど、町のメインストリートとしてほかに例を見ないような道路状況にあると言っても過言ではないと思います。私はいつまでもこのようなことが続く状況でなく、新士別市として昨年スタートしたのでありますことから、住民の道路交通の安全を第一に考え、早急な対策を講じていただきたいと願っているところであります。

そこで、市長にお聞きしたいのは、市として今後の交通安全対策をどのように進めていかれるのか。また、道、朝日町住民、市街地関係住民を含めて、どのような協議をされていかれるのかお考えをお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えを申し上げます。

私から道々士別滝の上線朝日町市街地整備に関する御答弁を申し上げまして、朝日地区における行政区から自治会組織への移行と携帯電話の圏外地域解消につきましては、朝日総合支所担当助役から御答弁を申し上げます。

まず、道々士別滝の上線の朝日市街地における整備に関して、朝日市街地における交通安全対策及び道路管理者である北海道並びに市街地関係住民を含めた朝日地域住民との協議についてお尋ねがございました。

道々士別滝の上線の朝日市街地整備につきましては、昨年の第2回定例会におきましても、新市の方針として、過疎化の振興やコミュニティーの崩壊の懸念、歩道や車道の路面や縁石の破損による交通安全上の課題、更には道の財政状況等々を考慮する中で、現道の補修整備を進めていく考えをお示したところでございます。その後、旭川土木現業所とは、この方針をもとに車道、歩道の路面補修、縁石道路側溝の補修及び歩車道境界にある電柱の移設、更には冬期間における歩道の除雪を含め、早期の事業実施について協議、要望を行ってまいりました。去る2月27日には、平成19年度要望に関する地域の課題や懸案事項に関する旭川土木現業所のヒアリングも開催されたところでありますが、道々整備事業につきましては、旭川土木現業所としても平成19年度からの事業実施を計画し、本市からの要望内容を基本に、本年5月の予算要求に向けた準備を進めることが示されたところであります。

事業実施に向けては、関係住民の御理解も必要になりますことから、今後旭川土木現業所が主体となり、住民を対象とした事業概要の説明が開催されることになっておりますが、この日程については、ただいま申し上げました予算要求に支障がないよう、今後、市と旭川土木現業所とで調整を図りながら決定することとしております。この道路改修につきましては、今日までさまざまな議論がありましたが、新市として現道の補修の方針を決定し、道の御理解もいただいたところであります。事業着手までには、まだ多くの課題もあろうかと思いますが、今後とも旭川土木現業所と密接な連携を図りながら、歩車道の補修や縁石の補修などによる交通安全の課題も含めて、費用対効果の高い事業となりますように、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君）（登壇） 私からは、朝日地区における行政区の自治会組織への移行及び携帯電話の圏外地域の解消について御答弁を申し上げます。

最初に、朝日地区における行政区から自治会組織への移行についてでございます。

土別地区におきましては、自分たちの住む地域社会をみんなの力で住みよくしていくという願いからコミュニティーづくりの機運が高まる中、昭和54年、住民組織準備検討委員会を設置し、移行に向けて協議し、幾度となく住民説明会を行いながら地域住民の理解を得た上で、昭和55年1月、従来の公区を廃止し、自治会へ移行いたしてまいりました。現在、土別地区には70の自治会があり、中央、上土別、多寄、温根別の4地区に住みよい地域づくり社会のため、自治会連絡協議会が組織され、更に各地区の共通課題の問題解決や連絡調整、連帯強化を目的として、土別市自治会連合会が組織されております。

土別市自治会連合会は、地域の安全を守るため地域目配り声かけ運動を初め、花いっぱい運動、ごみ減量化と資源リサイクル運動等を展開してございます。地域目配り声かけ運動は、近年増加しております幼児、児童・生徒に対する連れ去り事件等に対応すべく、防犯たすきを作成したり、各自治会に配布をいたしてございます。登下校時の見守り運動を行っており、また花いっぱい運動、ごみ減量化と資源リサイクル運動は、地域住民が共同で花の苗を管理することにより、地域住民の連帯意識の高揚に役立ち、更に地域を花で飾ることによりごみのポイ捨ての防止に役立っているところでもありまして、これら運動の展開は市民協働のまちづくりの基本となっているものと思っております。

そこで、お尋ねの朝日地区の行政区の自治会組織移行へつきましては、昨年11月10日及び本年に入りまして、1月30日の行政区長会議において、自治会組織を理解していただくために、土別市自治会連合会会長さんから自治会及び自治会連合会の設立経過や沿革、近年の活動内容、収支予算などについて御説明をいただくとともに、朝日の行政区長との意見交換を実施したところでございます。今後におきましては、新年度の早い時期に行政区長を中心とした準備組織を設置し、現行行政区の再編を含め、地域性や世帯数等を検討いただく上で単位自治会の素案を作成し、これらをもとに住民説明会を開催し、地域住民の理解を深めながら、粥川議員のお話にもありましたように、5年にこだわらず、早期に自治会組織へ移行できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

次に、携帯電話の圏外地域の解消についてでございます。

携帯電話は、近年広く普及し、国民の2人に1人は所有する時代となったと言われ、主要3社の全国人口カバー率は99%を超えているとも言われております。一方では、携帯電話が全く使用できない地区、または主要3社のうちいずれか使用できないという地区は、本市に限らず中山間地域を中心に全国に散在をしております。

そこで、本市における携帯電話不感地域の現状についてであります。土別地区におきまし

ては多寄、温根別、上士別の一部、朝日地区におきましては北線、南朝日、登和里の一部及び三栄、茂志利、岩尾内の全域が不感地域となっており、両地区とも集落数の少ない農村地区に集中している現状でございます。

本市のように農業を基幹産業とする地域にあっては、自宅から離れた農地からも携帯電話が使用できる環境をつくることは不可欠であるとの判断から、農林水産省では、平成15年にe村づくり計画を策定し、他省庁と連携を図りながら、中山間地域や離島を初めとする携帯電話の不感地域の解消に努めているところでございますが、費用等に対する効果の面で課題も数多くあり、遅々として事業が進展していないことが指摘されているところでございます。

朝日地区における不感地域の解消に向けた取り組みについては、平成14年1月に主要3社に対し、地元住民はもとより観光客等の来訪者の利便性向上を目的として、まずは観光スポットであります岩尾内湖周辺の整備を図っていただけるよう要望した経過がございます。更に、国土交通省や林野庁、北海道などの支援を受け、平成15年に開催された全国森と湖に親しむ集いに当たっては、数万人に及ぶ来訪者が予想されたことから、この岩尾内地区に設置していただくよう、関係事業者に対し要望してまいりました。

本来、こうした通信施設は、事業者自身が整備すべきものでありますが、費用対効果が見込めない地域にあっては自治体が整備するケースが多くなってきております。この整備の一例として美瑛町の例で申し上げますと、3社通信可能な移动通信鉄塔を1基建設した場合、約1億5,000万円の事業費となり、1社通信可能な施設を整備した場合でも1億円程度の事業費が見込まれてございます。国・道の補助はあるものの、自治体負担は3,000万から5,000万に及んでいるところでございます。また、設置後の管理の方法に当たりますとも、事業者との調整が必要になりますが、自治体としての負担も必要となるなど、解決しなければならない課題もたくさんあります。

しかしながら、粥川議員のお話にもありましたように、岩尾内湖は本市の重要な観光資源であり、携帯電話が使用可能になることで観光客への便宜が図られ、更なる振興、発展につながることを期待されることから、整備に当たって、国や道などの有効な補助事業の調査を進めるとともに、岩尾内地区には旭川開発建設部岩尾内ダム管理事務所と北海道企業局天塩川発電管理事務所の2つの公的機関もありますので、これらの機関とも連携、協力もいただきながら、整備に向けた調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時45分散会）